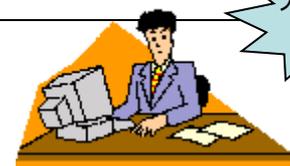




気象行政に関する行政評価・監視 －防災気象情報等を中心として－ 〈評価・監視結果に基づく所見表示〉

「行政評価・監視」は、総務省行政評価局が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性、適正性、有効性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、地域計画調査として、防災気象情報等について行った全国で初めてのものです。九州管区行政評価局及び佐賀行政評価事務所が平成17年12月から18年3月にかけて実地に調査した結果等に基づき、福岡管区气象台、長崎海洋气象台及び九州地方整備局に対して18年3月29日に所見表示するものです。



大雨になるぞ

概 略

背 景

近年、九州における自然災害の発生が目立っている

台風

平成17年－九州で台風第14号による被害甚大
平成16年－全国での台風の上陸は10個で、過去55
年間で最多

地震

平成17年－福岡県の西方沖地震発生による
被害甚大

集中豪雨

平成17年－西日本を中心とした梅雨前線豪雨
平成15年－大雨による御笠川の氾濫（福岡市）等

被害を最小限に抑えるためには、気象台において

- ・ 気象予報、防災気象情報の適時・的確な発表（地方整備局と共同で行う洪水予報を含む。）
 - ・ 雨量観測機器等の整備
 - ・ 関係機関との連携
- を行うことが求められている

所見表示事項

今回の調査の結果、以下の点について改善措置を講ずべきことを通知

- 1 注意報・警報の発表区域の細分化
- 2 記録的短時間大雨情報の発表基準の見直し
- 3 指定河川の洪水予報の適時・的確な発表
- 4 雨量観測機器等の適正化
 - (1) アメダス観測所の維持管理の適正化
 - (2) 部外観測資料の活用
 - (3) 防災業務体制の充実
- 5 県、市町村に対する防災気象情報の解説等の推進

通知先：福岡管区気象台
長崎海洋気象台
九州地方整備局

通知日：平成18年3月29日

制度・仕組み

「注意報・警報」を発表する最小単位である「二次細分区域」の設定

- ・ 気象庁は防災活動に直結する防災気象情報を実現するため、これまで以上に細かな区域での注意報・警報の発表を目指して二次細分区域設定指針を定め、気象台に二次細分区域の細分化を可能な限り進めるよう平成13年に通知

現状・実態

- ・ 九州内の二次細分区域数は、平成13年4月の33区域から15年4月には57区域までに増加したが、15年以降の増加はない
- ・ 当局の調査の結果、二次細分区域の新たな設定または分割を検討する余地のあるもの
 - 福岡県「福岡地方」に水防地方本部が置かれる区域ごとに二次細分区域を設定
 - 佐賀県「南部」の二次細分区域「鳥栖地区」を鳥栖土木事務所と神埼土木事務所の管轄区域ごとに分割設定
 - 大分県「北部」、「南部」の両地区にそれぞれ二次細分区域を設定

分割案の例



市の意見

効果的な防災体制をとるために注意報・警報の発表区域を細分化してほしい

所見表示事項の要旨

福岡管区気象台は、次の措置を講ずるよう検討する余地がある。

- ① 福岡県内における二次細分区域の設定及び二次細分区域の細分化を推進すること
- ② 管内の地方気象台に対して二次細分区域の設定及び二次細分区域の細分化を推進するよう指導すること

制度・仕組み

記録的短時間大雨情報

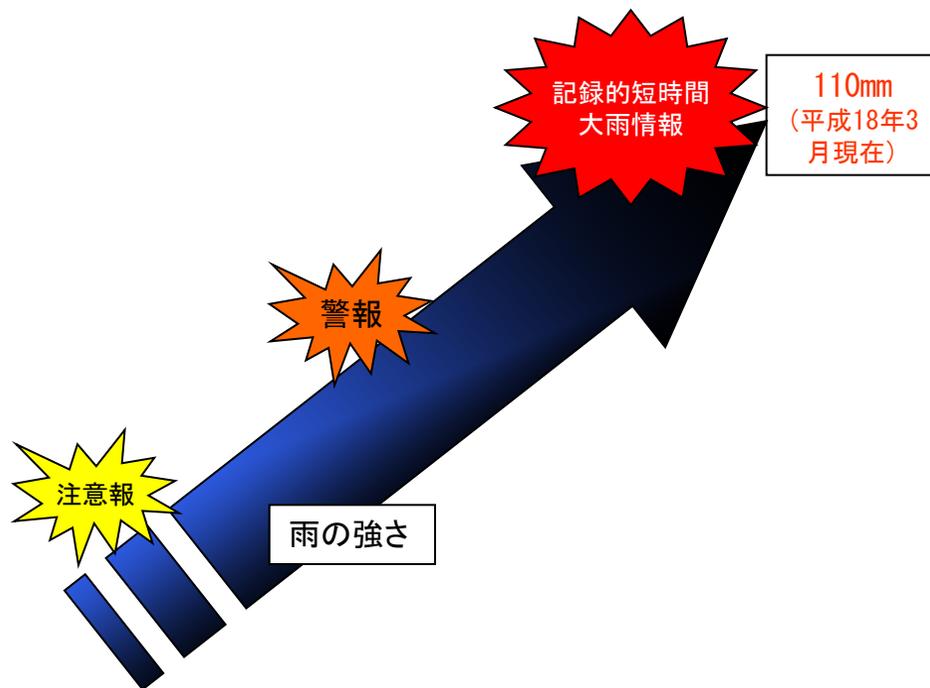
- ・ 大雨警報を発表中に数年に1度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかけるため発表
- ・ 発表基準は、アメダス観測値またはレーダ・アメダス解析雨量から数年に1回程度発現する1時間雨量のうち予め大きい方で決めておき随時見直し

現状・実態

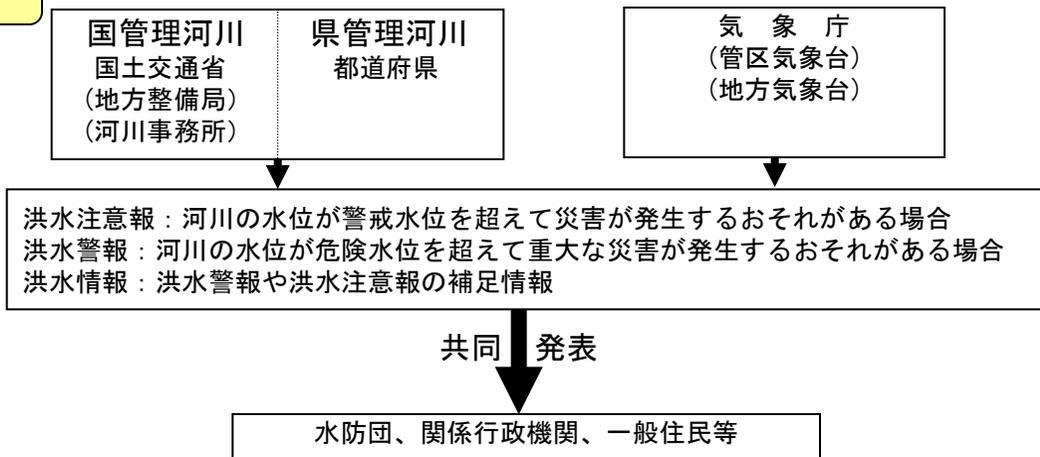
- ・ 福岡県内の発表基準は平成13年4月100mmから110mmに、佐賀県内は平成13年4月90mmから110mmに見直され現在に至る
 - 佐賀県内では、平成13年以降の5年間で110mm以上の降雨は平成13年に1回発現した後は認められない
 - 福岡県内では、平成13年以降の5年間で110mm以上の降雨は平成16年に1回発現している

所見表示事項の要旨

福岡管区気象台は、管内の地方気象台に対して、降雨実績等を踏まえ発表基準の見直しを検討するよう指導する余地がある。

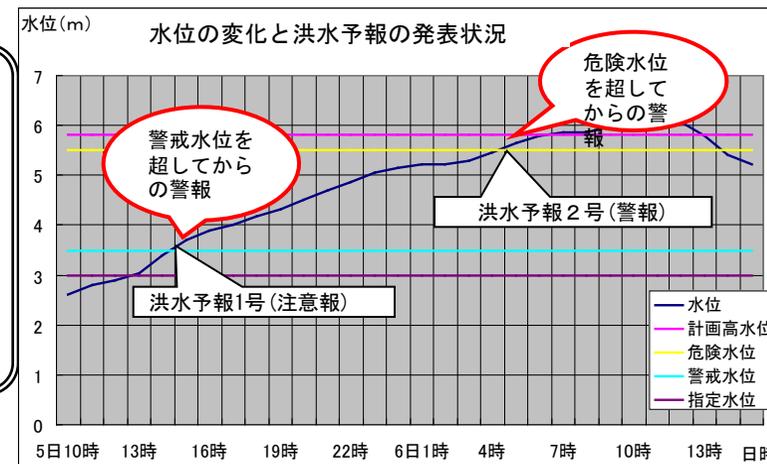


制度・仕組み



現状・実態

- ・ 九州内では、国管理河川の20水系41河川、県管理河川の2水系2河川で実施
- ・ 福岡県、佐賀県及び宮崎県内の8河川51件の洪水予報についてみると、
 - 洪水予報の発表が基準より遅れているもの（2河川）
 - 洪水予報を補足する情報の充実が望まれるもの（3河川）
 - 洪水予報の事務処理に1時間以上を要しているもの（4件）



所見表示事項の要旨

福岡管区气象台及び九州地方整備局は、次の措置を講ずるよう検討する必要がある。

- ① 洪水予報が遅れた原因を分析し、予報精度の向上を図ること
- ② 河川の水位が警戒水位を超過し、さらに上昇する場合等にはきめ細かく情報を発表すること
- ③ 迅速で正確な洪水予報の発表となるよう、時間を要した原因を分析するとともに訓練等を実施すること

制度・仕組み

地域気象業務規則

- ・ 地域気象業務とは、観測所において自動的に行う観測、観測所の管理など
- ・ 管理官署は観測所の管理を行い、観測の精度の保持に努める

アメダス観測所

- ・ 気象予報を行うための重要な観測施設
- ・ 降水量、気温、風、日照などを10分ごとに24時間自動で観測
- ・ 九州内に163か所設置

気象観測ガイドブック

アメダス観測所においては、周囲の地形、建物、樹木等の影響をできる限り避けるように気象測器を設置

現状・実態

- 雨量計の環境改善の余地があるアメダス観測所（5か所）



庭木に囲まれている



通路近くにある

- 冬季に観測を休止しているが観測が可能等なアメダス観測所（4か所）
- 都市部で雨量のみを観測しているアメダス観測所（2か所）

所見表示事項の要旨

福岡管区気象台及び長崎海洋気象台は、観測の精度の向上や観測情報の提供の充実を図る観点から、アメダス観測所の環境整備、通年観測、観測種目の充実を検討する必要がある。

制度・仕組み

部外観測資料の有効活用のための指針など

- ・ 気象庁は、詳細な気象現象を把握するための補足資料として、国・地方公共団体等が有する観測資料を積極的に活用
- ・ 入手方法はできる限りオンラインとなるよう調整
- ・ 活用する観測所は、気象業務法第6条に基づく届出観測所

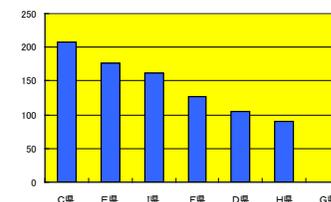
部外観測資料

河川、ダム、道路、列車運行などの管理に必要で、国土交通省、都道府県、公共交通機関などが独自に設置している観測データ

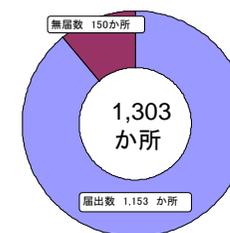
現状・実態

- 気象台がG県（雨量計を86か所設置）に対し雨量データの入手についての説明を十分に行っていないため、平成17年12月1日現在、県から雨量データの提供を受けていない
- 調査した3機関では、雨量データの提供が可能な環境となっているが、気象台はその実態を把握していない
- 気象台が活用している1,303か所の部外雨量観測所のうち、届出のない観測所が九州内に150か所みられる

九州7県の気象台への提供状況



雨量計の届出状況



所見表示事項の要旨

福岡管区気象台及び長崎海洋気象台は、雨量予報や解析雨量の精度の向上を図る観点から、部外観測資料の活用の一層の推進を図るとともに、部外観測資料を活用するに当たっては観測所の届出の確認を行う必要がある。

所見表示事項 4 - (3) 防災業務体制の充実

制度・仕組み

気象庁防災業務計画

- ・ 災害対策要領の整備（災害対策本部の設置基準、構成、業務、非常参集要員の指名）
 - ・ 避難訓練の実施
- など



気象台非常災害対策措置要領

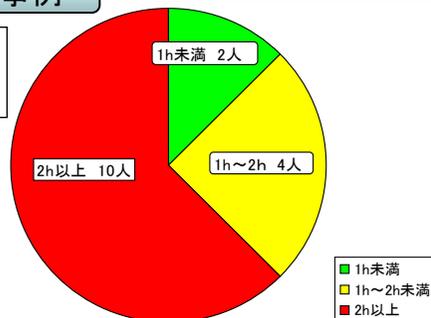
- ・ 県内で震度5弱以上で災害対策本部の設置
- ・ 部長、課長、係長など職名で非常参集要員を指名
- ・ 実効性のある防災訓練の定期的な実施

現状・実態

- ・ 参集交通手段や所要時間の調査を行わず、災害対策本部構成員を指名している
- ・ 福岡管区気象台及び佐賀地方気象台では地震対応の非常参集訓練を実施していない

佐賀地方気象台の事例

佐賀地方気象台災害対策本部(16人)



3月20日(福岡県西方沖地震)



4月20日(同余震)

所見表示事項の要旨

福岡管区気象台は、災害時の迅速・的確な初動体制を確保する観点から、非常参集要員の指名に当たっては、交通手段による参集の方法、所要時間等を調査の上、非常対応業務に照らして迅速な参集が可能である者を指名するとともに、非常参集要員の参集訓練を実施することが必要、また、管内の地方気象台に対しても適切な非常参集要員の指名及び参集訓練の実施を指導する必要がある。

制度・仕組み

気象庁防災業務計画（昭和54年10月）

- ・ 都道府県、災害対策本部等から気象現象の状況に関する解説等を求められた場合には積極的に協力するものとする
- ・ 都道府県等の協力を得て、防災関係者向けの講習会等を実施し、防災知識の普及・啓発等を図るほか、気象庁の果たす役割の説明等を行うものとする



- 気象台は、
- ・ 台風説明会等を開催
 - ・ 防災機関等を対象にして防災気象連絡会を開催

現状・実態

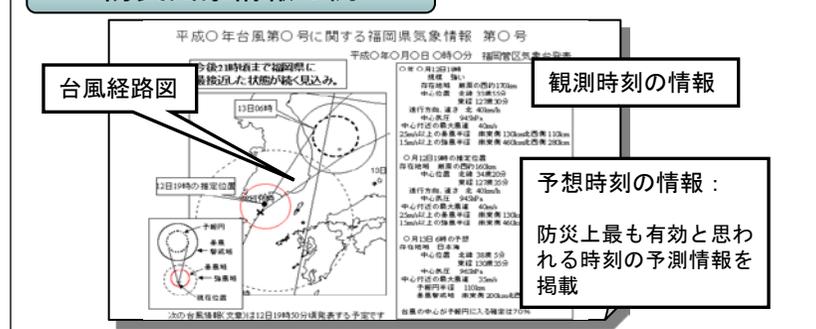
- ・ 平成17年台風第14号発生時県災害対策本部が設置された県を管轄する4地方気象台のうち、同本部へ職員を駐在させたのは福岡管区気象台のみ
- ・ 平成17年度、福岡県、佐賀県、長崎県の139市町村（平成18年3月1日現在）のうち、防災気象連絡会に参加した市町村は福岡市、北九州市、佐賀市の3市のみ

県、市の意見

- ・ 災害対策本部において、随時に直接説明を受けることから、説明内容を県の下部機関、市町村に対して正確に伝達できる(県の意見)
- ・ 防災気象連絡会では、専門的な見地の説明を受けられ、新しい気象情報が入手できる(市の意見)



防災気象情報の例



所見表示事項の要旨

福岡管区気象台及び長崎海洋気象台は、次の措置を講ずるよう検討する必要がある。

- ① 管内の地方気象台に対し、県災害対策本部に駐在することを積極的に県へ働きかけるよう指導すること
- ② 市町村防災担当者を対象とした講習会等を開催し、また、管内の地方気象台に対し、市町村防災担当者を対象とした講習会等を開催するよう指導すること